

○京都橘大学奨学寄附金等取扱規程

平成28年11月28日

制定第2225号

最近改正 2021年7月20日

(趣旨)

第1条 この規程は、本学における奨学寄附金等の取扱いに関し、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 本規程において奨学寄附金等とは、本学の教育研究の援助を目的に受入れ、その経理が委任される、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 寄附金（第7条に定める他機関から移管される寄附金を含む。）
- (2) 本学教員が職務として行う学術研究のために研究助成団体等への応募申請等を行ったことに基づいて採択され、当該研究助成団体等から当該教員に支給される研究助成金
- (3) 設備および機器

(奨学寄附金等の申込)

第3条 寄附者は、所定の奨学寄附金等申込書（以下「申込書」という。）を、事務主管課を経由して学長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号に定める奨学寄附金等について、学長が認めるときは、当該助成団体等からの採択通知等をもって、申込書に代えることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第7条に定める他機関から移管される寄附金については、奨学寄附金等の移管にかかる依頼書等をもって、申込書に代えることができる。

(受入れの審議・決定)

第4条 奨学寄附金等の受入れは、申込書にもとづき、学長が決定する。

- 2 次の各号に掲げる条件が付されている奨学寄附金等は、受入れることができない。
 - (1) 奨学寄附金等により財産を取得した場合、これを寄附者に対して無償で譲与すること。
 - (2) 奨学寄附金等による学術研究の結果、産業財産権等（特許権、実用新案権、意匠権および著作権ならびにこれらの権利を受ける権利をいう。）の権利が生じた場合、これを寄附者に対して使用させ、または譲与すること。
 - (3) 奨学寄附金等の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
 - (4) 寄附申込後、正当な理由無く、寄附者とその意志により奨学寄附金等の全部または一部を取消することができること。
 - (5) その他、学長が特に教育研究に支障があると認める条件。

3 奨学寄附金を受入れることにより新たな財政負担を伴うこととなるものや、寄附者が反社会的勢力に属すると判明した場合、当該奨学寄附金等は受入れることはできない。
(奨学寄附金等の支出)

第5条 第2条第1号および第2号に定める奨学寄附金等は、本学の会計に収納された後、間接経費に相当する額を差し引いた額を支出する。

2 前項の間接経費に相当する額は寄附金額の5%以上30%以内とし、特に定めのない場合は、10%とする。ただし、公募要件に規定されている等の理由により、間接経費を措置できない第2条第2号に定める奨学寄附金等は、この限りではない。

3 学長が、特別な事情があると認める場合には、前項に定める間接経費について、個別に設定することができる。

4 第2条第3項に定める奨学寄附金等は、本学の資産としての手続を経た後、交付する。
(使途の変更)

第6条 奨学寄附金等の目的が達せられた等の事由により、その使途を変更しようとするときは、学長の承認を得なければならない。

(奨学寄附金等の移管)

第7条 奨学寄附金等により教育研究を行う教員が、奨学寄附金等の受入れが可能な他の大学法人その他研究機関等(以下「研究機関等」という。)に転出し、引続き教育研究を行うため、当該奨学寄附金等を当該研究機関等に移換えようとするときは、学長の承認を得なければならない。

2 前項に定めるもののほか、第2条第2号に定める奨学寄附金等は、当該研究助成団体等の同意を得なければならない。

3 研究機関等から転入した者は、引続き本学において教育研究を行うため、当該研究機関等から本学に奨学寄附金として経費を移換えようとするときは、当該研究機関等からの依頼に基づき、学長の承認を得なければならない。

(事務主管)

第8条 この規程に関する事務主管は、学術振興課とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、部局長会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年8月1日から施行し、2021年4月1日から適用する。

奨学寄附金等申込書

年 月 日

京都橘大学 学長 殿

寄附申込者 (記名押印又は自署)

住 所 〒

会社名 (法人)
代表者役職名
氏 名

㊤

氏 名 (個人)

㊤

下記の通り、学校法人京都橘学園が設置する学校の教育および研究の充実のため、寄附を申し込みます。

1. 寄附の形態	寄 附 金 ・ 助 成 金 ・ 設 備 ・ 機 器
2. 寄附金申込金額	金 円也
3. 設備・機器の場合の品名	(円相当)
4. 寄附金等の対象指定	【対 象 者】 所属： _____ 職名・氏名： _____
5. 払込予定日	年 月 日
6. 寄附の目的	教育研究の援助のため
7. 寄附の条件	

※以下は、法人の方は8を、個人の方は9をご記入ください。

8. 法人の場合	9. 個人の場合
① 貴社決算日 月 日	① 生年月日 (西暦) 年 月 日
【重要】払込予定日から決算日までの期間が約1ヶ月以下となる場合は、担当窓口までお知らせください。	② 連絡先 <input type="checkbox"/> 自宅・携帯 TEL () - <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 勤務先 TEL () - 勤務先名
② 連絡先 フリガナ 担当者名 所属部課・役職名 E-mail 住所 (申込者と異なる場合、ご記入ください)	③ 属性 ※いずれかに○印のうえ、ご記入下さい。 一般有志 卒業生 () 学校・大学・院 () 学部・研究科 年卒 保護者 お子様の在籍校 ()
TEL () - FAX () -	

